

第5節 悪臭

悪臭は、人の感覚の1つである嗅覚に関わる公害であることから、公害が社会問題化する前から取り上げられてきました。

総務省の典型7公害の公害苦情受付件数報告によると、平成27年度に地方公共団体に寄せられた悪臭に係わる苦情件数は9,897件で全体の19.5%でした。その発生原因をみると、その他と不明を除いて、焼却(野焼き)が最も多く、次いで家庭生活(その他)となっています。工場や飲食店からのものもあります。

悪臭防止法で事業活動に対する規制基準は定められていますが、個人が原因となることも多く、お互い一人ひとりのちょっとした工夫や思いやりも大切です。



【典型7公害】については、第3章用語解説102ページを参照

1 悪臭の概要

『悪臭』とは



人が感じる「いやなにおい」、「不快なにおい」の総称をいうよ。人が感じるにおいの大部分は、「複合臭(=低濃度・多成分の臭気物質が混ざり、強め合ったにおい)」といわれているよ。この複合臭が悪臭問題の原因になるポン。

2 悪臭の現状

悪臭苦情の状況は？

近年の市内の悪臭苦情の件数は次のとおりです。

項目	発生件数(件)				
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
悪臭苦情	3	14	11	15	10

主な発生源：飲食業、農業、酪農業、塗装業、化学製品製造業、一般家庭等

3 悪臭の防止対策

悪臭を防止するには

悪臭発生源を特定し対策をとって、周辺へ配慮することが必要です。

東広島市が行っていること

工場・事業場に対する規制・・・ 「悪臭防止法」により、規制区域を指定して、規制区域内の工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行います。

工場・事業場側の改善・・・・・・・・

- においの少ない原材料への転換
- においの発生抑制
- 建物からの漏えい対策
- 排出口の向きや高さの変更
- 焼却炉での燃焼
- 脱臭装置の導入など

規制の内容は？

項目	内容
規制方式	人が直接においを嗅ぐ嗅覚測定方式
規制地域	市内全域を規制の対象とします。
市内の区分	市内を2つの用途によって区分します。 ① 住居地域 ② その他の地域（商業、工業地域や用途の定めのない地域）
臭気指数	① 住居地域 12 ② その他の地域 15 ※ 臭気指数は10～21の間で設定。数字が小さいほど厳しい規制です。

臭気指数は、専門の資格を持った人が判定するポン。



問題解決に向けて

マナーを守りましょう！！

悪臭は感覚公害と呼ばれ、その時の状況や習慣などによって幅の広い特徴があるよ。周りへの影響を考え、みんなで悪臭が発生しない対策をとるポン！！

<悪臭の防止対策の例>

- 周りへの影響を確認する。
- 臭いの強い肥料を撒いたら早くすき込む。
- 臭いの発生源を覆う。
- こまめに掃除をする。

他にもいろいろ工夫して、少しでも悪臭を減らしてほしいポン。

